

雇用保険関係手続きにおける照合省略対象事業主等が省略できる添付書類一覧

R7.7作成

(青森労働局)

区分		手続名	添付書類（確認書類）	添付書類の照合省略の可否
事業所設置	—	「雇用保険適用事業所設置届」	「労働保険関係成立届」事業主控	×
			登記事項証明書、事業許可証、工事契約書 不動産契約書等	×
			労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	×
事業所事業主変更	—	「雇用保険適用事業所各種変更届」	「労働保険名称・所在地変更届」事業主控	○
			登記事項証明書、事業許可証、不動産関係書類等	○
事業所廃止	—	「雇用保険適用事業所廃止届」	登記事項証明書、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）	×
資格取得	—	「雇用保険被保険者資格取得届」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	○
			同居親族・兼務役員等の場合は、雇用関係を確認できる書類	×
資格喪失 （離職票交付有）	—	「雇用保険被保険者資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	○
			「離職証明書の記載内容に関する確認書」、「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）」及び「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（社会保険労務士の疎明書）」	○ 電子申請に限る
			離職理由が確認できる書類（退職願、雇用契約書解雇予告通知書、就業規則、辞令等）	×
高年齢雇用継続給付 （基本給付金）	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等） 被保険者の年齢が確認できる書類の写（運転免許証等）【マイナンバー記載の場合省略可能】	○ ○
	2回目以降の支給申請	「高年齢雇用継続給付支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	○
	育児休業給付 出生時育児休業給付 出生後休業支援給付	受給資格の確認と支給申請	「育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」、「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」、「育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書」、「出生後休業支援給付金支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）
【育児休業及び出生時育児休業】の場合、育児を行っている事実、申請書類の記載内容が確認できる書類（育児休業申出書又は育児休業取扱通知書、母子手帳等、住民票、医師の証明書等） 【出生後休業支援給付金申請】の場合、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（配偶者要件）				×
2回目以降の支給申請		「育児休業給付金支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等） 支給対象期間の延長申請を行う場合、延長に係る要件を確認できる書類（①延長事由認定申告書、②保育所等の利用申込み書、③市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知）「全て写」	○ ×
育児時短就業給付	受給資格の確認と支給申請	「育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書」、「雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（育児）」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等） 短縮後の週所定労働時間を確認できる書類（出勤簿、労働条件通知書等）、母子手帳（育児休業給付の対象となる休業から引続く時短就業場合は、添付不要）	○ ×
	2回目以降の支給申請	「育児時短就業給付金支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	○
介護休業給付	受給資格の確認と支給申請	「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書（介護）」 「介護休業給付金支給申請書」	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード等）	○
			本人が事業主に提出した介護休業申出書	×
			介護対象家族の氏名・性別・生年月日及び被保険者との続柄等が分かる書類の写（住民票等）	×